

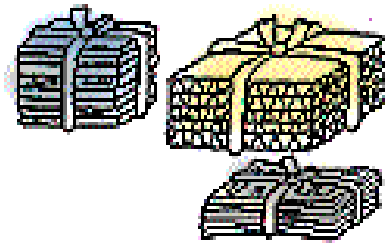
事業系ごみの資源の分け方

保存版

※**厳重注意事項！** 事業系のごみを家庭ごみに出す事は、出来ません。家庭ごみに出しますと市から厳重注意を受けます。その後行政処分になります。

リサイクル品

一般廃棄物	品 目	
	古紙	段ボール 新聞 雑誌 紙バック オフィス紙 ミックスペーパー



注意事項

○古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の許可業者へ委託しリサイクルしてください。資源化可能な古紙は、市の焼却工場へ搬入することはできません。
 ○それぞれに分別し排出する事によって処理経費が安くなる事があります。
 ○機密文書も機密を保持したままリサイクル可能な業者があります。

不燃ごみ（青）

料金⇒今まで通り 袋契約事業者⇒一束に可燃物を1枚貼り付けて下さい。

不燃物・産業廃棄物	缶	同じ袋	飲食用の缶 商品の入っていた缶
	びん		飲食用のビン 商品のはいついたビン
	ペットボトル	同じ袋	飲料用ペットボトル 調味用ペットボトル
	プラス		弁当の容器 ビニール袋 発砲スチール 緩衝材類



○できるだけリサイクルしてください。
 ○リサイクルできない場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
 ○缶・びん・ペットボトルは市の焼却工場へ搬入することはできません。
 ○自動販売機は売店等で購入したものは、飲料品の納入業者に引き取りを依頼してください。

○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください
 ○産業廃棄物は市の焼却工場へ搬入することはできません。

可燃ごみ（赤）

一般廃棄物	生ごみ	食品の食べ残し、 売り残り、調理残さ等
	一般ごみ	汚れや塗料の付いた紙、リサイクルできない紙など



○食品関連事業者は食品リサイクル法により20%以上の減量・リサイクルが義務づけられています。
 ○リサイクルの方法には、生ごみ処理機やリサイクル施設へ搬入する方法があります
 ○リサイクル出来ない場合は、一般廃棄物の許可業者（産業廃棄物となる場合もあります）に処理を委託してください。

○これらのどうしてもリサイクル出来ないものは一般廃棄物の許可業者へ委託し市の焼却工場へ搬入します。
 ○可能な限りリサイクルできるように分別を徹底しましょう。

粗大ごみ扱い

収集日・料金とも今までと同じ。

産業廃棄物	金属類	ハサミや刃物類 クリップ バインダーの金具
	不燃物	コップ等ガラス類 茶碗等の陶磁器類 蛍光灯
	乾電池	乾電池
	スプレー缶	ヘアースプレー 塗料や殺虫剤の缶
粗大ごみ・産業廃棄物	大型ご	オフィスの机・椅子 ロッカー・棚等 木製パレット 商品梱包の木材等
	古布	不用になった作業服・制服・デコレーションに使用した布など



○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。市の焼却工場へ搬入することはできません

○できるだけリサイクルしてください、リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください市の焼却工場へ搬入することはできません

○できるだけリサイクルしてください、リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください市の焼却工場へ搬入することはできません
 ○ボタン電池と充電式電池はリサイクルしてください。

○できるだけリサイクルしてください、リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください市の焼却工場へ搬入することはできません

○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、金属製品・プラスチック・ガラスなどについては、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
 ○建設工事に伴う木くずは、産業廃棄物となり市の焼却工場へは搬入できません。

○できるだけリサイクルしてください。リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者（材質により産業廃棄物となる場合もあります）へ処理を委託してください。

料金⇒別料金（ごみの量、種類で料金が違います）毎月、第二・第四土曜日にルート収集します。御希望の方は、前日に連絡して下さい。